

土地価格等縦覧帳簿・ 家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

平成28年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

土地価格等縦覧帳簿には所在地番、地目、地積、価格が、家屋価格等縦覧帳簿には所在地番、家屋番号、種類、構造、床面積、価格が記載されています。

縦覧期間 4月1日(金)～5月31日(火)

※土・日曜日、祝日は除く。

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 市役所1階税務グループ窓口

縦覧できる方 納税者、同居の家族および納税管理人

※そのほかの人は委任状が必要
※申請者の本人確認をするため、証明できる書類(運転免許証など)を提示

課税明細書の送付・課税台帳の閲覧時期 4月上旬(予定)

問合せ先

困務務グループ

☎52-1111(内線244・245)

医療

子ども医療費受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年(15歳)の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学する子の家庭に、入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付します。

(就学前の子は、現在持っている子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。)

また、3月に中学校を卒業する子は、3月31日(木)をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日(金)以降医療機関などに受診したときは、自己負担分の支払いが必要になります。(ただし、他の福祉医療を受給している方は除く。)

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市役所市民窓口グループまで返還をお願いします。

※保険証など変更があった場合は、かならず届出をしてください。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-1111(内線227)

国民健康保険税随時分の納期限は 3月31日(木)です

～かならず納期限内に納めましょう～

随時分の納付は、2月中に国保に加入したり、所得の修正申告を行った世帯などが対象です。

☎納税には口座振替が便利です

納め忘れがなく、納期ごとに金融機関やコンビニなどへ出かけて支払う必要もありません。

口座振替の方は、残高の確認をお願いします。

口座振替申込

申込先

金融機関もしくは困市民窓口グループ

持ち物

通帳、通帳に使用している印鑑

※口座振替の開始は、申込から2か月後になります。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-1111(内線261・262)

『後期高齢者医療被保険者の医療費に 充てられる大切な財源』 後期高齢者医療保険料随時分の納期限は 3月31日(木)です

～かならず納期限内に納めましょう～

●対象者

- 平成28年1月中旬に
- ①75歳になった方
- ②障がい認定により、後期高齢者の資格を取得した方
- ③後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入した方

※対象者には、平成27年度の「後期高齢者医療保険納入通知書」を3月中旬に送付します。

●納付窓口

- 最寄りの金融機関
- 市役所内指定金融機関(1階1番窓口)

問合せ先

困市民窓口グループ

☎52-1111(内線227・217)